



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第26号

目次

教育委員会

- 県立学校管理規則等の一部改正..... 1
- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正..... 2
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 3
- 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正..... 10
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 11
- 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正..... 11
- 栃木県公立学校新規採用教員選考試験の実施に関する規則の一部改正..... 13
- 栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部改正..... 13
- 栃木県図書館協議会運営規則等の一部改正..... 14
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 16
- 栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正..... 16

公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 17
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 17
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 17

企業局

- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 18
- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正..... 19
- 栃木県公営企業財務規程の一部改正..... 19
- 栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正..... 21

警察本部

- 栃木県警察職員任用規程の一部改正..... 21

教育委員会

栃木県教育委員会規則第五号

県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(県立学校管理規則の一部改正)

第一条 県立学校管理規則(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「又はこれ」を「若しくは義務教育学校又はこれら」に改める。

(栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第五4中学卒の部中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第三条 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「中学校及び」を「中学校、義務教育学校及び」に改める。

第五条第一号及び第七条第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第二十三条第一項第一号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校(以下この条において「小学校等」という。)」に改め、同項第二号及び第三号中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、同項第四号中「小学校及び中学校にかかる」を「小学校等に係る」に改め、同項第五号中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、同項第六号中「小学校及び中学校」を「小学校等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同項第七号中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、同項第八号中「小学校及び中学校にかかる」を「小学校等に係る」に改め、同項第九号及び第十号中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

(栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則の一部改正)

第四条 栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

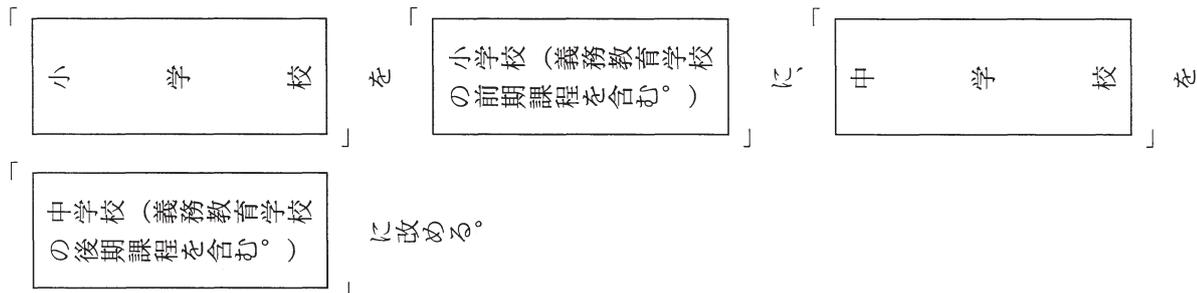
第三条第一項中「小中校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

第四条中「小中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第五条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「の学校」の下に「(義務教育学校にあつては、その課程)」を加え、「中学校及び」を「中学校、義務教育学校の後期課程及び」に改め、同条の表中



(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第六条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第七条 栃木県教育職員免許状に関する規則(平成元年栃木県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号及び第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第六号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表施設課の項中「助成・耐震化担当」を「助成担当」に改め、同表特別支援教育室の項中「高等特別支援学校整備担当」を削り、同表国体準備室の項を削る。

第七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十一条の二を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第七号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第三条の二を第三条とする。

第四条第一項中「第三条」を「給与条例第六条第三項」に改め、同条第二項第一号中「別表第一の六」を「別表第一」に改める。

第十二条第一項中「号給は」の下に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に対応する別表第十五に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第十二条第四項を削る。

別表第一から別表第一の五までを削り、別表第一の六を別表第一とする。

別表第十四の次に次の一表を加える。

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2級から1級への降格	特2級から2級への降格	3級から2級への降格	4級から3級への降格
1	21	25	53	41
2	22	26	54	42
3	23	27	55	43
4	24	28	56	44
5	25	29	57	45
6	26	30	58	46
7	27	31	59	47
8	28	32	60	48
9	29	33	61	49
10	30	34	62	50
11	31	35	63	51
12	32	36	64	52
13	33	37	65	53
14	34	38	66	54
15	35	39	67	55
16	36	40	68	56
17	37	41	69	57

18	38	42	70	58
19	39	43	71	59
20	40	44	72	60
21	41	45	73	61
22	42	46	74	62
23	43	47	75	63
24	44	48	76	64
25	45	49	77	66
26	46	50	78	68
27	47	51	79	70
28	48	52	80	72
29	50	53	81	74
30	52	54	82	76
31	54	55	83	78
32	56	56	84	80
33	58	57	85	81
34	60	58	86	81
35	62	59	87	81
36	64	60	88	81
37	66	61	89	81
38	68	62	90	81
39	70	63	91	81
40	72	64	92	81
41	73	65	93	81
42	74	66	94	81
43	75	67	95	81
44	76	68	96	81
45	78	69	97	81
46	80	70	98	
47	82	71	99	
48	84	72	100	
49	86	73	102	
50	88	74	104	
51	90	75	106	
52	92	76	108	
53	94	77	110	
54	96	78	112	
55	98	79	114	
56	100	80	116	
57	103	81	123	
58	106	82	130	
59	109	83	142	
60	112	84	145	
61	117	85	145	
62	122	86	145	
63	127	87	145	
64	132	88	145	
65	138	89	145	
66	144	90	145	

67	150	91	145
68	153	92	145
69	153	93	145
70	153	94	145
71	153	95	145
72	153	96	145
73	153	97	145
74	153	98	145
75	153	99	145
76	153	100	145
77	153	101	145
78	153	102	145
79	153	103	145
80	153	104	145
81	153	106	145
82	153	108	
83	153	110	
84	153	112	
85	153	114	
86	153	116	
87	153	118	
88	153	120	
89	153	125	
90	153	130	
91	153	135	
92	153	140	
93	153	142	
94	153	144	
95	153	145	
96	153	145	
97	153	145	
98	153	145	
99	153	145	
100	153	145	
101	153	145	
102	153	145	
103	153	145	
104	153	145	
105	153	145	
106	153	145	
107	153	145	
108	153	145	
109	153	145	
110	153	145	
111	153	145	
112	153	145	
113	153	145	
114	153	145	
115	153	145	

116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2級から1級への 降格	特2級から2級への 降格	3級から2級への 降格	4級から3級への 降格
1	9	37	49	57
2	10	38	50	58
3	10	39	51	59
4	11	40	52	60
5	12	41	53	61
6	13	42	54	62
7	14	43	55	63
8	15	44	56	64
9	16	45	57	65
10	17	46	58	66
11	18	47	59	67
12	19	48	60	68

13	20	49	61	69
14	21	50	62	70
15	23	51	63	71
16	24	52	64	72
17	25	53	65	73
18	26	54	66	74
19	27	55	67	75
20	28	56	68	80
21	29	57	69	85
22	30	58	70	90
23	31	59	71	95
24	32	60	72	97
25	33	61	73	97
26	34	62	74	97
27	35	63	75	97
28	36	64	76	97
29	37	65	77	97
30	38	66	78	97
31	39	67	79	97
32	40	68	80	97
33	41	69	81	97
34	42	70	82	97
35	43	71	83	97
36	44	72	84	97
37	45	73	85	97
38	46	74	86	97
39	47	75	87	97
40	48	76	88	97
41	50	77	89	97
42	52	78	90	97
43	54	79	91	97
44	56	80	92	97
45	58	81	93	97
46	60	82	94	
47	62	83	95	
48	64	84	96	
49	66	85	97	
50	68	86	98	
51	70	87	99	
52	72	88	100	
53	73	89	101	
54	74	90	102	
55	75	91	103	
56	76	92	104	
57	78	93	105	
58	80	94	106	
59	82	95	107	
60	84	96	108	
61	87	97	110	

62	90	98	112	
63	93	99	114	
64	96	100	116	
65	101	101	117	
66	106	102	118	
67	111	103	119	
68	116	104	120	
69	119	105	122	
70	122	106	124	
71	125	107	126	
72	125	108	128	
73	125	109	130	
74	125	110	150	
75	125	111	155	
76	125	112	157	
77	125	114	157	
78	125	116	157	
79	125	118	157	
80	125	120	157	
81	125	121	157	
82	125	122	157	
83	125	123	157	
84	125	124	157	
85	125	125	157	
86	125	126	157	
87	125	127	157	
88	125	128	157	
89	125	130	157	
90	125	134	157	
91	125	138	157	
92	125	142	157	
93	125	146	157	
94	125	150	157	
95	125	153	157	
96	125	156	157	
97	125	157	157	
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		

111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第八号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第1条関係）

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校

栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東高等学校及びのびわ特別支援学校

別表第二中

四 別表第一に掲げる県立学校	事務長（主幹を兼ねる事務長に限る。）	三種	を に
	事務長	四種	
四 別表第一に掲げる県立学校	事務長	二種	

改める。

別表第三の表中

7 級	三種	53,100円	を
6 級	三種	49,900円	
	5 級	四種	41,600円
		四種	39,700円
7 級	二種	62,000円	に
6 級	二種	58,200円	

改める。

別表第四の表中

7 級	三種	43,800円	を
6 級	三種	38,500円	

	四種	32,100円
5級	四種	29,500円
7級	二種	51,000円
6級	二種	45,000円

改める。

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則別表第一に掲げられていた県立学校のうち改正後の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（以下「新規則」という。）別表第一に掲げられないこととなったもの（以下「旧県立学校」という。）に勤務していた事務長の職にある職員で、施行日以後引き続き旧県立学校に勤務する事務長の職にある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）については、施行日から二年を経過する日までの間、旧県立学校を新規則別表第一に掲げる県立学校とみなして、新規則の規定を適用する。この場合において、新規則別表第二中「二種」とあるのは「四種」とし、新規則別表第三の表中「一 種」とあるのは「四 種」と、「58,200円」とあるのは「41,600円」とする。

栃木県教育委員会規則第九号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中 那須町立大島小学校 を

那須町立学びの森小学校

那須町立朝日小学校	那須郡那須町大字豊原丙1340
那須町立那須中学校	那須郡那須町大字高久丙1の1

那須町立那須中学校 那須郡那須町大字高久丙1の1

改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「証明書」の下に「（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍を証する書類。以下同じ。）」を加える。

別表第一（免許法別表第三関係の部）(4)高等学校の部（一種免許状の授与）の項（その3）の表中「附則第31項及び第32項」を「附則第38項及び第39項」に改める。

別記様式第十五号中「(ふりがな) 教諭氏名」を「(ふりがな) 主幹教諭等氏名」に改める。

別記様式第十六号中「教諭」を「主幹教諭等」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十四号中

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

せ

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

こ

改める。

別記様式第二十五号中

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

せ

領域	開設者	修了（履修）年月日

必修領域		年	月	日
選択必修領域		年	月	日
選択領域		年	月	日
		年	月	日

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十一号

栃木県公立学校新規採用教員選考試験の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校新規採用教員選考試験の実施に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校新規採用教員選考試験の実施に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「普通免許状」の下に「又は特別免許状」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十二号

栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

（栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部改正）

第一条 栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則（平成二十一年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第二項」に改め、「基づき、」の下に「同条第一項の規定により」を加え、「第六条第一項イ」を「第六条第一項第一号」に、「教育職給与表(一)」を「教育職給料表」に、「評価」を「人事評価（以下「評価」という。）」に改める。

第二条中「すべて」を「全て」に改める。

第五条中「再評価」を「再び評価」に改める。

第六条の見出し中「説明及び意見の申出」を「開示等」に改め、同条第一項中「教職員に」を「教育長が定めるところにより、教職員に対し、」に、「説明する」を「開示する」に改め、「ともに、」の下に「当該評価の結果に基づき適切な」を加え、同条第二項中「指導及び助言」を「規定による開示」に、「意見が」を「苦情が」に、「意見の申出」を「苦情の申立て」に改める。

第七条第二項中「と認める場合」を「があると認めるときは」に、「再評価をさせる」を「再び評価を実施させる」に改める。

（栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部改正）

第二条 栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則（平成二十一年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「規則は、」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第二項

の規定に基づき、」を加え、「第四十六条」を「第四十四条」に、「基づき、」を「よりに」に、「評価」を「人事評価（以下「評価」という。）」に改める。

第二条中「すべて」を「全て」に改める。

第五条中「再評価」を「再び評価」に改める。

第六条の見出し中「説明及び意見の申出」を「開示等」に改め、同条第一項中「教職員に」を「教育長が定めるところにより、教職員に対し、」に、「説明する」を「開示する」に改め、「ともに、」の下に「当該評価の結果に基づき適切な」を加え、同条第二項中「指導及び助言」を「規定による開示」に、「意見が」を「苦情が」に、「県教育委員会に意見の申出」を「市町村教育委員会に苦情の申立て」に改める。

第七条第二項中「と認める場合」を「があると認めるときは」に、「再評価をさせる」を「再び評価を実施させる」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会規則第十三号

栃木県図書館協議会運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県図書館協議会運営規則等の一部を改正する規則

(栃木県図書館協議会運営規則の一部改正)

第一条 栃木県図書館協議会運営規則（昭和三十七年栃木県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県立図書館協議会運営規則

第一条中「栃木県図書館協議会に関する条例」を「栃木県立図書館協議会に関する条例」に改め、「及び栃木県立足利図書館協議会」を削る。

第二条第一項中「よつて」を「よつて」に改める。

第四条中「その置かれる図書館」を「栃木県立図書館」に改める。

第五条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

(栃木県図書館規則の一部改正)

第二条 栃木県図書館規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県立図書館規則

第一条中「（以下「県立図書館」という。）及び栃木県立足利図書館（以下「県立足利図書館」という。）」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第二条第一項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 管理課
- 二 調査相談課
- 三 資料課
- 四 企画協力課

第二条第二項の表を次のように改める。

管理課

- 一 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 二 文書等の收受、発送及び保存に関すること。
- 三 公印の保管に関すること。
- 四 予算の執行及び経理に関すること。
- 五 決算に関すること。
- 六 財産の管理に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 統計に関すること。

- 九 栃木県立図書館協議会に関すること。
- 十 学習室及びグループ学習室の管理に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない事務に関すること。

調査相談課

- 一 図書館資料の館内及び館外における利用に関すること。
- 二 参考事務に関すること。
- 三 館内における読書相談及び図書館資料の利用案内に関すること。
- 四 他の図書館との図書館資料の相互貸借及び相互協力に関すること。
- 五 図書館資料の複製に関すること。
- 六 読書会、研究会、展示会、映写会、音楽鑑賞会等の開催に関すること。
- 七 調査相談室、公開資料室、地域資料室及び視聴覚室の管理に関すること。
- 八 郵送貸出しに関すること。

資料課

- 一 図書館資料の選定に関すること。
- 二 図書館資料の受入れ、整理及び除籍に関すること。
- 三 図書館資料の書誌、目録等の作成及び整備に関すること。
- 四 図書館資料の修理及び製本に関すること。
- 五 図書館資料の受贈及び保管の受託に関すること。

企画協力課

- 一 他の図書館及び類似施設との連携及び協力に関すること。
- 二 県内の他の公立図書館及び類似施設の設置及び運営の支援に関すること。
- 三 館外における読書相談及び図書館資料の利用案内に関すること。
- 四 読書普及のための団体に対する援助に関すること。
- 五 読書活動支援室の管理に関すること。

第三条第一項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 課長

第三条第二項中「副主幹及び係長」を「副館長補佐、副主幹、係長、主査及び主任司書」に改め、同条第三項中「次の職員の職」を「主任、主事、司書、技師、技能技術員及び公仕」に改め、同項各号を削る。

第四条第二号中「及び館長補佐」を削り、同条第三号中「又は館長補佐のうち館長を総括的に補佐すること」を命じられたもの（以下「総括館長補佐」という。）を削る。

第四条の二第一項中「（県立図書館にあつては、第二号の三及び第六号を除く。）」を削り、同項第二号の三中「職員」の下に「（館長、副館長、館付（主幹又は副主幹に相当するものに限る。）、主幹及び副館長補佐に限る。第六号において同じ。）」を加え、同項第三号中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同条第二項中「及び総括館長補佐」及び「（県立図書館にあつては、前項第二号の三及び第六号を含む。）」を削り、同項第一号中「副館長、」の下に「館付（主幹又は副主幹に相当するものに限る。）、」を加え、「総括館長補佐」を削り、「次号」を「以下この項」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 所属の職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定

第四条の二第二項に次の一号を加える。

- 四 所属の職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令

第四条の三中「又は総括館長補佐」を削る。

第七条及び第八条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第十条第二項第一号中「かかっている」を「かかっている」に、「でい酔者」を「泥酔者」に改める。

第十一条中「亡失、又はき損し」を「亡失し、又は毀損し」に改める。

第十四条第四項中「あつた」を「あつた」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

利用区分	利用時間
------	------

調査相談室 公開資料室 地域資料室 学習室	午前9時から午後7時まで（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
視聴覚室 読書活動支援室 グループ学習室	午前9時から午後5時まで

（栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正）

第三条 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号中「及び栃木県立足利図書館」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（生涯学習課）

栃木県教育委員会訓令第一号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和三十二年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項の部2特定専決事項の款教職員課関係の項教職員課長専決事項の欄第一号から第四号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同款生涯学習課関係の項生涯学習課長専決事項の欄第六号及び第七号中「及び県立足利図書館」を削り、同表の二所長及び総括所長補佐専決事項の部所長専決事項の欄第九号から第十二号まで及び第十六号から第十九号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第二国体準備室の項を削る。

別記様式第十五号の二及び別記様式第十五号の三中「二学校」を「二学校、義務教育学校の設置種別として指定された学校の二学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（総務課）

栃木県教育委員会訓令第二号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成十年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「選任する」を「選任した」に改め、同項に次の一号を加える。

五 産業医

第十一条第三項中「六名」の下に「とし、同項第五号に掲げる者の定数は、一名」を加える。

第十八条中「精神疾患の予防」を「心の健康の保持増進」に、「配慮するため」を「配慮するとともに、必

要があると認めるときは、産業医と協議の上、受診の勧奨等に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(健康福利課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第六号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林一成

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1系圏系）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	73	136	516	352	173	1,250	307	1,557
警察署	45	112	453	650	904	2,164	157	2,321
合計	118	248	969	1,002	1,077	3,414	464	3,878

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第七号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林一成

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「信号機」を削り、同条に次の一号を加える。

七 信号機に関すること。

第三十七条第二項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第八号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林一成

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四の十二の二の項中「芳賀郡益子町大字塙千四十八番」を「真岡市下籠谷二千二百二十八番二」に、「同町」を「芳賀郡益子町」に改め、同表中十五の三の項を十五の四の項とし、十五の二の項を十五の三の項

とし、十五の項の次に次のように加える。

十五の二	一般国道二百九十三号	鹿沼市榎木町二百八十五番二から鹿沼市亀和田町三百九十三番二まで
------	------------	---------------------------------

別表第四の二十の項の次に次のように加える。

二十の二	一般国道四百八号	真岡市亀山三百五十番三十八から真岡市下籠谷四千三百五十五番三まで
二十の三	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千五百二十七番四から真岡市下籠谷四千七百三十番一まで
二十の四	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千八百九十六番一から真岡市下籠谷四千八百八十九番一まで

別表第四の四十の項の次に次のように加える。

四十の二	県道宇都宮真岡線	真岡市下籠谷千六百六十番一から真岡市荒町二丁目十五番二十一まで
------	----------	---------------------------------

別表第四の六十三の三の項の次に次のように加える。

六十三の四	県道井頭公園線	真岡市下籠谷四千七百三十二番一から真岡市下籠谷四千七百五十七番一まで
-------	---------	------------------------------------

別表第四中六十八の六の項を六十八の七の項とし、六十八の二の項から六十八の五の項までを一項ずつ繰り下げ、六十八の項の次に次のように加える。

六十八の二	市道(宇都宮市)千七百七十五号線	宇都宮市平出工業団地四十三番一地先から宇都宮市峰四丁目三千五十五番七地先まで
-------	------------------	--

別表第四の六十九の五の項の次に次のように加える。

六十九の六	市道(宇都宮市)千五百十九号線	宇都宮市平出工業団地四十五番八地先から宇都宮市平出工業団地四十五番七地先まで
-------	-----------------	--

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に」に改める。

第五条中「第三十九条第三項」を「第三十九条第五項」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第四号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に、「別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第五号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項後段を削る。

第四十条中「より、」を「より」に、「次の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「慰問金、」を「慰問金」に、同条第二号中「、その他の会合、」を「その他の会合」に改め、同条第十一号中「購入、利用」を「購入し、利用し、」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において払込みを必要とする経費

第九十九条の三の表中

施設管理事業会計	施設管理事業	を に
施設管理事業会計	経営総合管理事業	
	ゴルフ場事業	
	賃貸ビル事業	

改める。

別表第一中「~~遊洲遊~~」を「~~遊洲遊~~」に改め、別表第一「電気事業会計勘定科目の部」貸借対照表勘定科目の款資本の項(7)剰余金の表中

	建設貸付金 建設振興貸付金	を
--	------------------	---

<p>「</p> <p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>その他未処分利益 剰余金変動額</p>	<p>建設改良積立金 地域振興積立金</p> <p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>に改め、別表第一Ⅱ水道事業会計勘定科目</p>
<p>の部A貸借対照表勘定科目の款資本の項(7)剰余金の表及び別表第一Ⅲ工業用水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資本の項(7)剰余金の表中</p>			
<p>「</p> <p>」</p>	<p>」</p>	<p>建設改良積立金 長期借入金償還積立金</p> <p>」</p>	<p>を</p>
<p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>その他未処分利益 剰余金変動額</p>	<p>建設改良積立金 長期借入金償還積立金</p> <p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>に改め、別表第一Ⅳ用地造成事業会計・地</p>
<p>域総合整備事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資本の項(8)剰余金の表中</p>			
<p>「</p> <p>」</p>	<p>」</p>	<p>建設改良積立金 基金準備積立金</p> <p>」</p>	<p>を</p>
<p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>その他未処分利益 剰余金変動額</p>	<p>建設改良積立金 基金準備積立金</p> <p>その他未処分利益 剰余金変動額</p> <p>」</p>	<p>に改め、別表第一Ⅴ施設管理事業会計勘定</p>
<p>科目の部A貸借対照表勘定科目の款資本の項(7)剰余金の表中</p>			
<p>「</p> <p>」</p>	<p>」</p>	<p>建設改良積立金 長期借入金償還積立金</p> <p>」</p>	<p>を</p>
<p>「</p> <p>」</p>	<p>」</p>	<p>建設改良積立金</p> <p>」</p>	<p>」</p>

その他未処分利益 剰余金変動額	その他未処分利益 剰余金変動額	長期借入金償還積 立金 その他未処分利益 剰余金変動額
--------------------	--------------------	--

に改める。

別表第二中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

栃木県公営企業訓令第四号

本 庁
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局職員安全衛生管理規程（昭和六十一年栃木県公営企業訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「精神疾患の予防」を「心の健康の保持増進」に、「精神疾患の疑いのある者を発見した場合には」を「必要があると認めるときは」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経営企画課）

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第三号

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県警察本部長 松岡 亮介

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令

栃木県警察職員任用規程（昭和四十三年栃木県警察本部訓令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の任用に関する規則（昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十号）及び競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十一号。以下「試験規則」を「及び職員の任用に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号。以下「任用規則」に改める。

第四条中「試験規則」を「任用規則」に、「つど」を「都度」に改める。

第九条の見出しを「（警視の職への昇任及び補職等）」に改め、同条中「警察官」を「警部の階級にある警察官の警視の職への昇任及び補職並びに警察官」に、「選考による」を「人事評価その他の能力の実証に基づき行う」に改める。

第十条第一項中「昇任の選考（以下「昇任選考」という。）」を「昇任選考」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「あてる」を「充てる」に改める。

第十一条を次のように改める。

（試験の種類及び区分）

第十一条 昇任試験の種類は、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡查部長昇任試験とし、昇任試験の区分は、特別選抜昇任試験及び一般昇任試験とする。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

選考資格基準

区分	勤務経歴等	適性
警部選考	警部補に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上の者	警部としての職務遂行能力と適性を有し、勤務成績が良好であること。
警部補選考	○ 巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢48歳以上の者 ○ その他特に顕著な功労があつた者	警部補としての職務遂行能力と適性を有し、勤務成績が良好であること。
巡査部長選考	○ 巡査に18年以上（大学卒の者は14年以上、短大卒の者は16年以上）在級している者 ○ その他特に顕著な功労があつた者	巡査部長としての職務遂行能力と適性を有し、勤務成績が良好であること。

(注) 年数の計算には、休職及び停職の期間は含まないものとする。

以下に示す

区分	勤務経歴等
巡査部長昇任試験	巡査に4年6か月以上（大学卒は2年以上、短大卒は3年以上）在級している者
警部補昇任試験	巡査部長に3年以上（大学卒は1年6か月以上）在級している者
警部昇任試験	警部補に4年以上在級している者

以下に示す

種類	区分	勤務経歴等
警部昇任試験	警部特別選抜昇任試験	警部補に4年以上在級し、かつ、警部としての職務遂行能力と適性を有すると明らかに認められる者
	警部一般昇任試験	警部補に4年以上在級している者
警部補昇任試験	警部補特別選抜昇任試験	巡査部長に3年以上（大学卒は1年6か月以上）在級し、かつ、警部補としての職務遂行能力と適性を有すると明らかに認められる者
	警部補一般昇任試験	巡査部長に3年以上（大学卒は1年6か月以上）在級している者

以下に示す

巡査部長昇任試験	巡査部長特別 選抜昇任試験	巡査に4年6か月以上（大学卒は2年以上、短大卒は3年以上）在級し、かつ、巡査部長としての職務遂行能力と適性を有すると明らかに認められる者
	巡査部長一般 昇任試験	巡査に4年6か月以上（大学卒は2年以上、短大卒は3年以上）在級している者

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。